

別記2

認 証 基 準

野菜（スプラウトを除く）・果樹・米・茶・その他作物
 【化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法に取り組む場合に追加される基準】

項 目	基 準	備 考
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	1 産地の取組 (1) 産地として、化学合成された農薬や肥料の使用の低減に取り組んでいること（①、②のいずれかの認定をうけていること） ① エコファーマーであるか ② 環境負荷低減事業活動実施計画（土づくり、化学肥料、化学農薬の使用低減）の認定を受けているか、又は1年以内に認定の見込みがあるか (2) 栽培責任者及び確認責任等が「農林水産省特別栽培農産物に」係る表示ガイドライン（以下「ガイドライン」）という」の内容を理解していること。 ① ガイドラインの内容について研修を実施したか ② 栽培責任者、確認責任者がガイドラインの内容を記した資料を持っており、内容を理解しているか	
	2 生産ほ場の設定 (1) 生産する一定区画のほ場は、他のほ場と明瞭に区分することが可能であって、かつ確認責任者による管理方法の調査等が随時可能であること	
	3 責任者の設置 (1) ガイドラインに沿って責任者を設置していること ① 栽培責任者を設置しているか ② 確認責任者を設置しているか	※確認責任者と栽培責任者は同一でないこと
	4 取組の計画作成と実践 (1) 生産ほ場にガイドラインに規定する事項を記載した看板を設置していること（特別栽培農産物は、ガイドラインと県認証制度、他の区分は県認証制度により取り組んでいる旨と取組区分名を記載） (2) 栽培開始前にガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培計画」を作成し、確認責任者へ提出していること (3) ガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培管理記録」を作成し、収穫終了後速やかに確認責任者へ提出していること (4) ガイドラインに規定する事項を内容とする「出荷記録」を作成し、確認責任者へ提出していること	（栽培責任者の業務） ※栽培管理記録＝生産管理台帳、生産工程チェックリストにガイドラインの記載事項の追加が必要 ※出荷記録＝集出荷履歴にガイドラインの記載事項の追加が必要
	5 取組内容の確認 (1) 「栽培計画」はガイドラインに沿って記載されていること (2) 「栽培計画」の記載内容の取組区分は適正であること ① 「栽培計画」に、かごしまの農林水産物認証制度実施要領別記1－2の化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組を認証する区分（以下「取組区分」という。）の区分名とその区分に該当する内容を記載しているか ② 記載された内容が該当する取組区分として適正であり、確認責任者が確認しているか (3) 栽培期間中の生産ほ場の栽培管理、「栽培管理記録」の記載が適正になされ、確認責任者が確認していること ① 「栽培管理記録」は適正に記録されているか ② 生産ほ場の状況と「栽培管理記録」から、「栽培計画」の範囲内で管理されていると判断され、確認責任者が確認しているか	（確認責任者の業務） ※削減割合の基準とする慣行レベルは鹿児島県が定めたものとする。

【化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法に取り組む場合に追加される基準】

項 目	基 準	備 考
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	5 取組内容の確認	
	(4) 収穫終了後の「栽培管理記録」の化学合成資材の使用等の内容が、該当する取組区分として適正であり、確認責任者が確認していること	
	(5) 「出荷記録」が適正に記録されており、確認責任者が確認していること	
	(6) 確認責任者が「栽培計画」、「栽培管理記録」、「出荷記録」をその出荷・販売期間終了後3年間保管していること	
	(1) かごしまの農林水産物認証制度によって認証を受けていることを表示する場合、「別記3マーク使用基準」に沿っていること	
	(2) 「特別栽培農産物」として取り組んでいることを表示する場合、ガイドラインに沿っていること	
	① ガイドラインの規定に沿って表示されているか	
	② 一括表示枠内の節減割合は適正に表示されているか	
	(3) 消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合の対応が定められていること	
	① 情報提供マニュアルに対応内容が記載され、栽培管理記録等が準備されているか	
	② 必要に応じて、栽培責任者、確認責任者が説明を行うこととされているか。	